

第4回 中町・加美町・八千代町合併協議会会議次第

と き 平成15年12月26日(金)
午後1時30分

ところ 中町ベルディーホール

1. 開 会

2. あいさつ

3. 会議録署名委員の指名 () ()

4. 議 題

(1) 報告事項

報告第13号 広報・啓発小委員会活動について

(2) 協議事項

協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第17号 各種事務事業(電算システム事業)の取扱いについて

協議第18号 慣行の取扱い(その1)について

協議第19号 第5回 中町・加美町・八千代町合併協議会の日程について

(3) 次回協議会の提案事項

提案第10号 慣行の取扱い(その2)について

提案第11号 各種事務事業(消防防災事業)の取扱いについて

提案第12号 各種事務事業(広報広聴事業)の取扱いについて

提案第13号 各種事務事業(交通防犯事業)の取扱いについて

提案第14号 各種事務事業(環境対策事業)の取扱いについて

5. その他

6. 閉会

第 4 回 協 議 会
会 議 資 料

平成15年12月26日

中町・加美町・八千代町合併協議会

資 料 索 引

報 告 事 項		
報告第13号	広報・啓発小委員会活動について	P2 ~ P8
協 議 事 項		
協議第16号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	P9 ~ P11
協議第17号	各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて	P12 ~ P14
協議第18号	慣行の取扱い（その1）について	P15 ~ P19
協議第19号	第5回 中町・加美町・八千代町合併協議会の日程について	P20
提 案 事 項		
提案第10号	慣行の取扱い（その2）について	P21 ~ P25
提案第11号	各種事務事業（消防防災事業）の取扱いについて	P26 ~ P28
提案第12号	各種事務事業（広報広聴事業）の取扱いについて	P29 ~ P32
提案第13号	各種事務事業（交通防犯事業）の取扱いについて	P33 ~ P35
提案第14号	各種事務事業（環境対策事業）の取扱いについて	P36 ~ P40

報告第13号

広報・啓発小委員会活動について

広報・啓発小委員会活動について報告する。

平成15年12月26日 提出

中町・加美町・八千代町合併協議会
会 長 清 水 宏 一

広報・啓発小委員会活動について

広報・啓発小委員会活動を別紙のとおり報告する。

中町・加美町・八千代町合併協議会 第5回広報・啓発小委員会記録

配布先	小委員会委員	会議録作成日	平成 15 年 11 月 19 日	委員長	局長
	協議会委員	会議日時	平成 15 年 11 月 17 日 19:00-21:00		
		会議場所	コミュニティセンター会議室		
出席者（敬称略） 委員会委員 青位、東野、高橋、平尾 事務局 安田、石井					
議題等					
協議事項 「合併協議会だより」（第2号）の反省について 「合併協議会だより」（第3号）の構成について 住民意識調査（案）について その他 次回小委員会の日程について					
会議結果（決定事項等）					
<p>議題 に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スペースを多くとり、読みやすくする。 <p>議題 に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準6ページで構成を考える。 2, 3ページは協議会内容、4, 5ページは住民意識調査、公共施設紹介、学習会の内容、頑張る集落づくり紹介、6ページは次回協議会日程など。 ・合併協定項目の進み具合を毎月掲載していく。 <p>議題 に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民意識調査（案）について、28日の協議会で協議し、12月に配布・回収する。 <p>議題 に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年12月3日 中町稲荷コミュニティセンターで開催。 					

協議内容概略（協議資料提出：大森先生の講演資料）

議題 に関して

- ・協議会の内容が分かりやすく整理された。（前の委員会での意見が反映されている）
- ・施設見学での委員の意見が掲載されていて、良かった。
- ・表現内容が難しいのではないか。
- ・見出しを大きくしたりスペースをとるため6ページ構成で考えたい。

議題 に関して

- ・表紙を含め動きのある写真を。そして、3町の特色ある施設・イベントの様子を掲載しては。
- ・3町とも住民会議が開かれているので、各々の活動内容を紹介しては。
- ・地方制度調査会の最終答申を分かりやすく特集しては。
- ・各町で開催されている合併にかかる講演会の内容を掲載しては。
- ・今後設置される小委員会の活動報告を掲載しては。
- ・まちづくりに関するエッセーコーナーの新設検討。
- ・正月号では、新町に対する子どもの夢を掲載検討。
- ・全体スケジュール管理表を掲載検討。

議題 に関して

- ・ホームページで、会議資料の内容が分かりやすいように、みだしを記載してほしい。

中町・加美町・八千代町合併協議会 第6回広報・啓発小委員会記録

配布先	小委員会委員	会議録作成日	平成15年12月5日	委員長	局長
	協議会委員	会議日時	平成15年12月3日 19:00-20:50		
		会議場所	コミュニティセンター会議室		
出席者（敬称略） 委員会委員 青位、東野、高橋、小嶋、平尾、市位 事務局 安田、内橋、今中					
議題等					
協議事項 「合併協議会だより」第3号の編集について 「合併協議会だより」第4号の構成について 住民意識調査について 次回小委員会の日程について					
会議結果（決定事項等）					
<p>議題 に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員で最終校正。 12月4日出稿。 <p>議題 に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙は、3町の施設紹介とする。 ・2ページは、第4回合併協議会の報告とする。 ・3ページは、合併協定項目の協議状況とする。 ・4,5ページは、3町の小学校6年生7人の作文を掲載する。 各小学校から1人ずつお願いし、300字前後で、「こんな町に住みたいな」「こんな町になったらいいな」「町にこんな施設があればいいな」の内容で書いてもらう。2学期中に原稿をいただき、顔写真を撮影する。 ・6ページは、むらづくり紹介（中町坂本地区）、次回協議会案内とする。 <p>議題 に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3町の中学校2・3年生全員を対象に若者向けの意識調査を実施する。 内容は事務局に任せる。コンパクトなものにし、意見を書く欄を大きくとる。 学校を通じて配布し、2学期中に回収する。 <p>議題 に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年1月6日（火）19:00から中町稻荷コミュニティセンターで開催。 					

協議内容概略

議題 に関して

- ・協議会の報告で、委員から出た意見や会議の様子は要点だけしか伝えられない。よって、詳細は会議録で確認してほしい、と一言入れておけばよいのではないかと3号から行う。
- ・合併協定項目の確認内容は、見やすく、分かりやすい表となるよう工夫しよう。
- ・「みだし」をやわらかな表現にする。
- ・住民意識調査の対象を5000人と設定したことの説明書きを入れたほうがよい。
- ・地方制度調査会が最終答申した記事は、分かりやすく、かみ砕いて掲載する。
- ・むらづくり紹介の記事は、地区代表者に依頼をして、今後も3町持ち回りで続けたい。

議題 に関して

- ・子どもたちの夢を語ってもらう明るい企画が前回の小委員会が出たが、見開き2ページくらいで扱いたい。

議題 に関して

- ・18歳以上の住民意識調査は、12月5日に発送し、19日までの回収である。18歳未満の調査については、18歳以上の調査と同時期に集約しないと意味がないということで、中学3年生を対象に冬休みまでに、学校に協力していただき学校を通じて配布・回収してはどうか。
- ・高校生にも意見を聴きたいが、18歳の高校3年生は一般住民の意識調査に含まれているので、中学2・3年生にしてはどうか。
- ・中学生対象の調査であるので、分かりやすい問いかけ、答え方ということも考えて、ボリュームのある内容とせずに、どちらかという意見を書いてもらう調査にしてはどうか。

中町・加美町・八千代町合併協議会 第7回広報・啓発小委員会記録

配布先	小委員会委員	会議録作成日	平成 15 年 12 月 16 日	委員長	局長
	協議会委員	会議日時	平成 15 年 12 月 15 日 19:00-20:40		
		会議場所	コミュニティセンター会議室		
出席者（敬称略） 委員会委員 青位、東野、高橋、小嶋、平尾、市位 事務局 安田、今中					
議題等					
協議事項 「合併協議会だより」第3号の反省について 住民意識調査（若者対象）について その他 次回小委員会の日程について					
会議結果（決定事項等）					
<p>議題 に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 ページ構成で、今後もこの形式で編集していく。 <p>議題 に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の小委員会で検討した内容が、12月10日に開催の町長会で提案された。再度、検討するようにとの結果を受けて、本日の小委員会開催となった。 ・ 若者対象の調査については、次の2種類で行う。 3町の中学生全員を対象に、学校を通じて調査票を配布・回収する。 また、高校生以上、18歳未満の住民のなかから、25%を無作為に抽出し、郵送により調査票を配布・回収する。 ・ 今後は、小委員会と町長会との意見調整必要時のルールづくりを検討する。 <p>議題 に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳以上のアンケート調査は、5000通のうち15日現在で1550人から回答があった。回収率は、約30%である。 ・ 合併協議会がいま、どのように動いているのかさらなる啓発が必要。 ・ 協議会の傍聴者にご意見を聴く方法を検討する。 <p>議題 に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16 年 1 月 6 日（火）19:00 から中町稻荷コミュニティセンターで開催。 					

協議内容概略

議題 に関して

- ・表紙の3枚写真の構成も問題なく、写真もきれいに印刷されている。
- ・6ページのパターンがこれで決まったので、編集がしやすい。

議題 に関して

- ・前回の小委員会では、調査の趣旨や対象について十分検討し中学2・3年生全員に調査するということがあった。その後の会議のなかで、中学校1年生、高校1、2年生、社会人の扱いはどうすべきか、という意見が出た。
- ・中学校の先生にもかかわっていただき、中学生が学校のなかで将来のまちづくりを考える、また社会参加するということが意義がある。
- ・12歳～17歳までの無作為抽出だと、確かに統計的には良いデータがつかめるかもしれないが、調査票が配布される子とされない子があるのは問題ではないか。
- ・調査票の内容については、基本的にはこれでよい。

議題 に関して

- ・合併協議会を傍聴された方々がどのような感想や意見をお持ちなのか、聴いてみることも必要では。
- ・協議会がどのようにいま動いていて、どのような方向に向かっているのか、絶えず広報・啓発していく必要がある。

協議第16号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成15年12月26日 提出

中町・加美町・八千代町合併協議会
会 長 清 水 宏 一

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

- 1．新町の農業委員会は1つとし、委員の定数は選挙選出委員30人、推薦委員は6人、合計36人とする。
- 2．選挙による委員の任期については、在任特例を適用し、新町発足日より1年以内の選挙を行う日まで、引き続き新町の農業委員会委員として在任する。
- 3．合併後、最初に行われる選挙以降の農業委員会委員の報酬については、特別職の身分の取り扱いとして、別途調整する。

中町・加美町・八千代町合併協議会の調整内容

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	農業委員会の運営
調整の内容	<p>新町の農業委員会は1つとし、委員の定数は選挙選出委員30人、推薦委員は6人、合計36人とする。 選挙による委員の任期については、在任特例を適用し、新町発足日より1年以内の選挙を行う日まで、引き続き新町の農業委員会委員として在任する。 合併後、最初に行われる選挙以降の農業委員会委員の報酬については、特別職の身分の取り扱いとして、別途調整する。</p>		

現 況			具体的な調整方法
中 町	加 美 町	八千代町	
<p>選挙委員 条例定数 17人 現 員 16人</p> <p>選任委員：議会推薦による 5人 ：農協推薦による 1人 委員合計：23（現員22）人</p> <p>任期：平成14年8月1日～平成17年7月31日</p> <p>会議：月1回20日前後・夜開催</p> <p>【事業の内容】農業委員会法による選挙等により選任された農業委員により組織される。委員会法に定める法令業務（農地法に基づく許可業務等）、任意業務（農地利用のあっせん、調査研究）、建議等を行う。</p>	<p>選挙委員 条例定数 16人 現 員 16人</p> <p>選任委員：議会推薦による 3人 ：農協推薦による 1人 委員合計：20人</p> <p>任期：平成15年5月11日～平成18年5月10日</p> <p>会議：月1回25日前後・夜開催 （12月のみ農地パトロールを昼から開催し、続けて委員会を開催）</p> <p>【事業の内容】同左</p>	<p>選挙委員 条例定数 15人 現 員 15人</p> <p>選任委員：議会推薦による 2人 ：農協推薦による 1人 委員合計：18人</p> <p>任期：平成14年7月20日～平成17年7月19日</p> <p>会議：月1回20日前後・夜開催</p> <p>【事業の内容】同左</p>	<p>1. 委員の任期について在任特例を適用する。すべての委員は合併認定日に失職するが、在任特例を利用し、新町発足日より1年以内の選挙を行う日まで、引き続き新町の農業委員会委員として在任する。</p> <p>参考： 選挙による委員について、在任特例を適用すれば、合併認定日から1年以内の選挙日まで、引き続き新町の農業委員として在任することができる。 推薦委員については、合併時に失職し、新たに推薦を受ける。 なお、在任特例を使用しない場合、合併認定日より50日以内に選挙による委員の選出を行わなければならない。このため、農業委員会における事務案件の処理及び事務局員の任命等が行えず、事務の手續き上2～3カ月の空白期間が生じる。</p> <p>2. 新町の農業委員会は1つの委員会とし、定数は、「農業委員会等に関する法律施行令」第2条の2に基づく選挙による委員30人、推薦委員として議会推薦委員5人と農協推薦委員1人、合計36人とする。</p> <p>選挙区については旧町単位とする。</p>

農地・農家の現況

町の面積 48.02 km²
経営耕地面積 609 ha

有権者数 1,690 人
基準農業者数 1,609人

報酬：会長 8万円 会長代理：6万円 委員：5万円

農地・農家の現況

町の面積 84.06 km²
経営耕地面積 594 ha

有権者数 1,664 人
基準農業者数 1,738人

報酬：会長10万円 会長代理：6万円 委員：5万円

農地・農家の現況

町の面積 53.07 km²
経営耕地面積 290 ha

有権者数 774 人
基準農業者数 612人

報酬：会長 8万円 委員： 6万円

条例定数(選挙委員30人)

*配分案

選挙委員：(中町：加美町：八千代町)

均等割：3人：3人：3人

農地面積割：9人：8人：4人

選任委員 6人

(1)農協推薦枠 1人

(2)議会推薦枠 5人

委員合計 36人

3.報酬について

合併認定日から新選挙実施による新委員選出の日までは、旧町単位の報酬を踏襲する。在任期間終了後、最初に行われる選挙以降の農業委員会委員の報酬については、特別職の身分の取り扱いとして、別途調整する。

協議第17号

各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて

各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて提出する。

平成15年12月26日 提出

中町・加美町・八千代町合併協議会
会 長 清 水 宏 一

各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて

- 1．基幹業務、内部情報電算システムについては、合併までにシステムを再編し、合併時に稼働できるよう調整する。
- 2．その他の業務別電算システムについては、業務の効率化を図るため合併後速やかに調整する。

中町・加美町・八千代町合併協議会の調整内容

協議項目	23 各種事務事業の取扱い	関係項目	23-2 電算システム事業
調整の内容	1. 基幹業務、内部情報電算システムについては、合併までにシステムを再編し、合併時に稼働できるよう調整する。 2. その他の業務別電算システムについては、事務の効率化を図るため合併後に速やかに調整する。		

区分			現況			具体的な調整方針	
大分類	中分類	小分類	中町	加美町	八千代町	方針	
基幹業務	全般	導入形態	単独導入	委託処理	委託処理	合併までに、システムを再編し、合併時に稼働できるよう調整する。	
		処理形態	C/S方式	汎用機方式	汎用機方式		
		運用形態	開発・保守委託	業務委託	業務委託		
	業務別	住民情報	住民記録				
			住民基本台帳ネットワーク				
			外国人登録				
			各種証明書発行				
			各統計資料(成人式, 敬老会等)				
			印鑑登録証明				
			戸籍管理				
			国民年金				
			福祉年金				
		税 務	個人住民税				
			法人住民税				
			固定資産税(土地・家屋・償却)				
			都市計画税		該当なし		該当なし
			軽自動車税				
			税証明発行				
	税収納管理						
	福 祉	住民基本台帳登録外管理					
		国民健康保険					
		老人保健					
		介護保険					
		児童手当					
		保育料					
		福祉医療(乳幼児, 母子, 身障等)					

区分			現況			具体的な調整方針	
大分類	中分類	小分類	中町	加美町	八千代町		
基業 幹務	業務別	住民検診	健康管理				
			予防接種管理				
		建築	公営住宅				
		水道	上下水道料金				
	農業委員会	農家台帳					
内部情報		導入形態	単独導入	単独導入	単独導入		
		処理形態	Web方式	C/S方式	C/S方式		
		運用形態	開発・保守委託	開発・保守委託	開発・保守委託		
	全庁	人事給与					
		財務会計					
		起債管理					
文書管理				未整備			
	グループウェア						
その他	業務別	総務	地図情報管理			事務効率を図るため合併後に速やかに調整する。	
			申告支援		未整備		未整備
		産業	転作管理				
			中山間地直接支払	該当なし			
			農業土木積算				
		建設	土木積算				
			道路台帳				
			法定外公共物管理				
		水道	企業会計		該当なし		該当なし
			水源遠方監視				
			下水道台帳				
		教育 議会	蔵書管理				
会議録検索			未整備	未整備			

協議第18号

慣行の取扱い（その1）について

慣行の取扱い（その1）について提出する。

平成15年12月26日 提出

中町・加美町・八千代町合併協議会
会 長 清 水 宏 一

慣行の取扱い（その1）について

- 1．町花、町木等については合併後、公募等により制定する。
- 2．町章、町旗及び町民憲章については合併後、公募等により制定する。
- 3．宣言については、承継する必要があるものについては合併後に再宣言、再決議を行う。

中町・加美町・八千代町合併協議会の調整内容

協定項目	19 慣行の取り扱い(その1)	関係項目	沿革・歴史、町の花・木等、宣言、町民憲章
調整の内容	町花、町木等については、合併後、公募等によりに制定する。 町章、町旗及び町民憲章については、合併後、公募等により制定する。 宣言については、承継する必要があるものについては合併後に再宣言、再決議を行う。		

現 況			具体的な調整方法
中 町	加 美 町	八千代町	
沿革・歴史 大正13年4月1日町制施行	沿革・歴史 昭和30年1月1日 松井庄村と杉原谷村が合併し、加美村となる。 昭和35年1月1日 町制施行により、加美町となる。	沿革・歴史 昭和29年3月25日 多可郡野間谷村と加西郡大和村が合併し、八千代町となる。 昭和35年1月1日 町制施行により、八千代町となる。	
町花 のぎく(昭和49年4月1日制定) (理由)中町のいたるところに自生している「のぎく」は、可憐で、清純な花を咲かせ、北播磨の秋を美しく彩り、中町民の清らかな心と誠実な人間性を表現しています。	町花 春蘭(昭和48年4月16日制定) (理由)(前略)別名を報春花ともいう春蘭は、本町の山野いたるところに自生しています。その名のとおり雪や霜に耐え、早春まっ先に可憐なつぼみをつけ、清楚でしかも気品にあふれた淡黄色の花を咲かせます。素朴さと奥ゆかしさの見事に調和したその姿は、私たち町民のこころを象徴しています。	町花 ささゆり(昭和47年3月21日制定) (理由)ささゆりは本町全域に自生し、純白な花は清楚であり、気品にあふれ、そして素朴さと奥ゆかしさの調和した風姿は八千代町の自然と町民の心を象徴するものです。	・新町において公募等の方法で新たに制定する。
町木 けやき(昭和49年4月1日制定) (理由)中央公園や幼稚園など、町内の各所に見られ、淡黄緑の若葉、秋は紅葉へと美しく姿を変えます。高さは20mにも達し、天に向かって伸びる姿は、中町の未来を象徴しています。	町木 杉(昭和48年4月16日制定) (理由)数ある樹木の中でも、もっとも大きく成長し、しかもその生命力は千年を超えるといわれる杉は、加美町における山林資源の王者でもあります。天に向かってまっすぐに伸び、仲間と林立して、美しい森を形成しているようすは、まさに私たち町民のシンボルとしてふさわしいといえるでしょう。	町木 ヒノキ(昭和47年3月21日制定) (理由)ひのきは大地にしっかりと根をおろし、梢は青空にそびえ、生命力たくましく大木となり尊厳さあり上品で、神木とされ、仲間と林立して妥協し、琢磨している姿は私たち町民のシンボルであります。	
その他 県指定天然記念物 善光寺の大イブキ	その他 県指定郷土記念物 岩座神のホソバタブ 県指定天然記念物 千本杉 県指定天然記念物 青玉神社の大杉群	その他 県指定郷土記念物 化椿	

町章



昭和40年12月25日制定

円満の中に、若さと動きをたたえ、躍進する中町の姿を象徴しています。白地に明るい緑の色合いは、明るく豊かな田園都市“中町”の緑の山河と限りない発展性をアレンジしたものです。

町旗の色

緑地 白色の町章

町章



昭和31年4月1日制定

加美町の「カ」をデフォルメし、町勢の伸展と町民の団結和合を象徴しています。

町旗の色

緑地 白色の町章

町章



昭和38年3月26日制定

八千代町の頭文字「八」は野間川と大和川の両流域を表し、かつ円満性を示し、翼を大きく開き、雄飛する姿を象徴する。

町旗の色

白地 青色の町章

CIマーク



中央に走る国道427号、左に緑豊かな妙見山と杉原川の清流、山田錦がたわわに実った田園風景を3本のラインでイメージした。全体は中町の「中」の字がデザインされている。

町歌

CIマーク



曲線は「人情(やさしさ)」と「ふれあい」を表し、内側の斜線は「木の葉(自然)」を表す。「K a m i」は、キャッチフレーズ「やさしいね このまち かみのまち」の「加美」「紙」「神」を表現し、若さと町の美しさを出すために動きのあるスマートな書体を使用。全体はハートマークを崩した形で、人と自然と文化(心)の講和という思想を含む。また太い線は「人」あるいは「か」、縦線は杉原川ともいう。

町歌

CIマーク



八千代町の花である「ささゆり」をモチーフに、町政40周年を期に21世紀に向けて、更に飛躍・発展する姿とキャッチフレーズ「対話と共生」をイメージし、「八千代町」の「八」の字をデザインした。

町歌

・新町において公募等の方法で新たに制定する。

・新町において公募等の方法で新たに制定する。

中町歌（S49.12.8制定）

1. 朝日さやかな妙見の すそに開ける那珂の里
伝えて古き播磨路の 文化の花の咲くところ
2. 託賀の嶺々連らなれば 水も豊かな杉原の

川瀬に懸ける生産の 希望にはずむ町の歌

3. 萌えるけやきのさみどりに
若さたぎらせ起つ人の

胸にも香る野路のきく われらはつくる夢の町
中町中町たたえよわが町

その他

「中町音頭」

加美町歌（S34.7.16制定）

1. 思えば遠き昔より 名も多可郡
川きよく 山うるわしき

この郷を 拓きて代々に
うけつぎて 今とはなりぬ

讃えよ祖先 ああ 我らの我らの 加美の里

2. 時の流れの束の間も 惜しみて力 協せつつ
町作りせむ 杉ひのき
ときはかきはに 家々の 窓もあかるく

護れよ 村是 ああ 我らの我らの 加美の里

3. 進み 伸びゆく 世の中の 柱とならむ

若人の 夢ゆたかなれ
永遠の 明日を照らさん

巨いなる 光かかげて 昂めよ理想
ああ 我らの我らの 加美の里

その他

「かみまち音頭」「新加美町音頭」

八千代町民歌（S22制定）*後年村民歌より町民歌に変更

1. 空は自由の 陽にあけて
希望わきたつ 朝ぼらけ

仰ぐ笠形 美はしく いま再建の 血は燃える

築け八千代 わが郷土

2. 村は明るい 土の香に
なびく煙を 織りなして

民主の門出 はつらつと
いま生産の 意気あがる

興せ八千代 わが郷土

3. 晴れの職場に 新しく
明日を織り出す 播州織

糸も平和の 一筋に 今貿易の 朝は呼ぶ
のばせ八千代 わが郷土

4. 歴史ささやく 鐘の音 竹谷山の 深みどり
平和に映えて ほのぼのと
いま観光の 華ひらく

誇れ八千代 わが郷土

5. 自治の旗風 鳴るところ 生氣新た 人和して
文化日本の さきがけに
いま明けわたる 新天地

栄よ八千代 わが郷土

その他

「八千代音頭」「八千代小唄」

・新町において公募等の方法で新たに制定する。

町民憲章

中町住民憲章(平成5年12月22日制定)

町民憲章

加美町住民憲章(昭和55年7月4日制定)

町民憲章

八千代町町民憲章(昭和55年9月1日制定)

・新町において公募等の方法で新たに制定す

清流杉原川と妙見山の豊かな自然に恵まれた私たちのまちは、酒米山田錦、播州織など個性ある文化や産業をはぐくみ、栄えてきました。私たちはいま、自然・人間・文化の交流するまちづくりを進めるため、ここに住民憲章を定めます。

- 1 豊かな自然を守り、明るく健康なまちをつくりま
- 1 働く喜びに満ち、活力ある産業のまちをつくりま
- 1 自ら学びつづけ、いきがいのあるまちをつくりま
- 1 伝統文化をうけ、個性ある文化のまちをつくりま
- 1 人権を守り、心ふれあう愛情のまちをつくりま

宣言

- 1 振替納税推進の街（H10.2.4）
- 2 核兵器廃絶平和宣言の町（S62.3.16）
- 3 部落差別撤廃宣言の町（H5.10.18）
- 4 消費税完納推進の街（H15.1.20）
- 5 自治体環境宣言（H4.12.22）

加美町は美しい自然に恵まれ、長い暮らしの歴史のなかで発展してきた平和な町です。

わたくしたちは、ふるさと加美を愛し、お互いの理解とつながりのもと、より明るく、豊かで住みよい町づくりをめざして、ここに住民憲章を定めます。

わたくしたち加美町民は、

- ・健康で楽しい生活ができる豊かな町をつくりましよう。
- ・教養を高め、文化を育て、生きがいのある町をつくりましよう。
- ・創意を深め、工夫をこらして活力のある町をつくりましよう。
- ・いのちと人権を大切に作る幸せな町をつくりましよう。
- ・青少年の希望を育て、老人を敬うあたたかい町をつくりましよう。

宣言

- 1 明るい選挙推進の町宣言（年月日不詳）
- 2 振替納税推進の町宣言（H9.2.7）
- 3 健康・長寿の町宣言（H14.6.27）

私たち八千代町民は

- 一、清く明るく心ゆたかな人にならましよう。
- 一、健康で幸せな家庭をきずきましよう。
- 一、自然を愛し活力ある産業を育てましよう。
- 一、うるおいある文化の町をつくりましよう。
- 一、青少年の夢と希望をはぐくみましよう。

宣言

- 1 振替納税推進の町（H2.1）

る。

・承継する必要があるものについては、合併後の新町において再宣言、再決議を行う。

協議第19号

第5回 中町・加美町・八千代町合併協議会の日程について

第5回 中町・加美町・八千代町合併協議会の日程について提出する。

平成15年12月26日 提出

中町・加美町・八千代町合併協議会
会 長 清 水 宏 一

第5回 中町・加美町・八千代町合併協議会の日程について

第5回 中町・加美町・八千代町合併協議会会議を下記のとおり開催する。

- 1．開催日時 平成16年1月30日(金)午後1時30分から
- 2．開催場所 加美町交流会館

協議第 号

中町・加美町・八千代町合併協議会小委員会設置（案）について

中町・加美町・八千代町合併協議会小委員会設置（案）について提出する。

平成15年12月26日 提出

中町・加美町・八千代町合併協議会
会 長 清 水 宏 一

中町・加美町・八千代町合併協議会小委員会設置（案） について

中町・加美町・八千代町合併協議会に下記の小委員会を設置する。

- 1．新町の行政システムのあり方等検討小委員会
- 2．まちづくり計画検討小委員会

新町の行政システムのあり方等検討小委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、中町・加美町・八千代町合併協議会小委員会設置規程第2条の規定に基づき、新町の行政システムのあり方等検討小委員会（以下「小委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、新町の行政システムのあり方等について、協議、調整を行うものとする。

（組織）

第3条 小委員会の委員は、9名以内で組織する。

（設置期間）

第4条 設置の期間は、協議及び調整の完了までとする。

（委任）

第5条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月26日から施行する。

まちづくり計画検討小委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、中町・加美町・八千代町合併協議会小委員会設置規程第2条の規定に基づき、まちづくり計画検討小委員会（以下「小委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、次に掲げる事項について、協議、調整を行うものとする。

- （1）新町建設の基本方針
- （2）新町建設の根幹となるべき事業に関する事項
- （3）新町の公共的施設の統合整備に関する事項
- （4）新町の財政計画

（組織）

第3条 小委員会の委員は、12名以内で組織する。

（設置期間）

第4条 設置の期間は、協議及び調整の完了までとする。

（委任）

第5条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月26日から施行する。

提案第10号

慣行の取扱い（その2）について

慣行の取扱い（その2）について提出する。

平成15年12月26日 提出

中町・加美町・八千代町合併協議会
会 長 清 水 宏 一

慣行の取扱い（その2）について

- 1．名誉町民制度については、合併時に統合する。
- 2．表彰条例等については、合併後に再編する。
- 3．技能功労者表彰については、合併時に統合する。

中町・加美町・八千代町合併協議会の調整内容

協定項目	19 慣行の取り扱い(その2)	関係項目	名誉町民表彰
調整の内容	名誉町民制度については、合併時に統合する。		

現 況			具体的な調整方法
中 町	加 美 町	八千代町	
<p>(目的及び称号の贈呈)</p> <p>中町住民又は中町に縁故の深い者のうち、特に功績の顕著な者に対し、その功績をたたえ、感謝の意を表すため名誉町民の制度を設ける。</p>	<p>(目的及び称号の贈呈)</p> <p>本町住民または本町に縁故の深い者のうち、特に功績の顕著な者に対し、その功績をたたえ、感謝の意を表わす。</p>	<p>(目的及び称号の贈呈)</p> <p>公共の福祉を増進し、又は文化の進展に貢献しその功績が卓絶で、世の敬仰に値すると認められる本町住民又は本町に縁故の深い者に対して、この条例の定めるところによって八千代町名誉町民の称号を贈ることができる。</p>	<p>合併時に統合する。 目的、決定については、中町、加美町の例により統合する。 特典、待遇、称号の返還については、中町の例による。</p> <p>旧町の名誉町民については、新町に引き継ぐ。</p>
<p>(決定) 町長は以下に掲げる者のうち、名誉町民としてふさわしいと認める者については、議会の同意を得て、名誉町民の称号を贈ることができる。</p> <p>住民の福祉の増進につき著しい功績のあった者</p> <p>教育文化の向上につき著しい功績のあった者</p> <p>産業経済の発展につき著しい功績のあった者</p> <p>全各号のほか、中町の発展に著しく貢献し、または、特に中町の名誉となるような業績のあった者</p>	<p>(決定) 本町の発展に著しく貢献し、または特に本町の名誉となるような業績のあった者で、名誉町民としてふさわしい者は、議会の同意を得て名誉町民の称号を贈る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業の開発、振興につき著しい功績のあった者 ・教育、文化の向上につき著しい功績のあった者 ・住民の福祉の増進につき著しい功績のあった者 ・特に本町として名誉と考えられるような栄典または地位等を得た者 	<p>(決定)</p> <p>町長が町議会の同意を得て決定する。</p>	
<p>(表彰の公示) 町広報で公表</p>	<p>(表彰の公示) 町広報で公表</p>	<p>(表彰の公示) 町広報で公表</p>	
<p>(待遇及び特典等)</p> <p>(1) 町が主催する公の式典への参列</p> <p>(2) その他町長が必要と認めた特典</p>	<p>(待遇及び特典等)</p> <p>(1) 町の主催する公の式典への参列</p> <p>(2) 本人の生活に対する便宜の供与ならびに援護</p> <p>(3) その他町長において必要と認めた特典または待遇</p>	<p>(待遇及び特典等)</p> <p>(1) 町の公の式典への参列</p> <p>(2) 町長の指定する营造物又は財産の使用料及び手数料の免除</p> <p>(3) 本人の生活に対する便宜の供与又は援護</p> <p>(4) その他町長が必要と認めた特典又は待遇</p>	
<p>(死亡時)</p> <p>弔詞・弔花・弔慰金 その他町長が必要と認める待遇</p>	<p>(死亡時)</p> <p>弔辞・弔花・弔慰金 特に功績が顕著な者について、議会の同意を得て公葬</p>	<p>(死亡時)</p> <p>弔詞・弔花・弔慰金 特に町議会の同意を得て、公葬功績碑</p>	
<p>(称号の取消)</p> <p>名誉町民は、本人の責に帰すべき行為によって、著しく名誉を傷つけたと認めるときは、その理由を附して、町長に対し名誉町民の称号を返還することができる。</p> <p>名誉町民でなくなった者は、その取消の日から与えられた特典および待遇を失う</p>	<p>(称号の取消)</p> <p>町長は、名誉町民が著しく自己の名誉を傷つけ、それによって世人の尊敬を失ったと認めるときは、議会の同意を待て、名誉町民の称号を取り消すことができる。</p> <p>2 前項に掲げる事由の生じたことにより、自ら名誉町民としての資格を失なったと認めるときは、その理由を附し、町長に対し名誉町民の称号を返還することができる。</p> <p>名誉町民でなくなった者は、その取消または返還を受理したときからこの条例によって与えられた特典を失う</p>	<p>(称号の取消)</p> <p>名誉町民が本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失い世の尊敬を失ったと認めるときは、町長は町議会の同意を得て名誉町民の称号を取り消すことができる。</p> <p>名誉町民でなくなった者は、その取消の日からこの条例によって与えられた特典及び待遇を失う。</p>	
<p>(登録者) 2名(内2名死亡)</p>	<p>(登録者) 4名(内4名死亡)</p>	<p>(登録者) 4名(内3名死亡)</p>	

中町・加美町・八千代町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	19 慣行の取り扱い(その2)	関 係 項 目	町功労者表彰、技能功労者表彰に関すること
調 整 の 内 容	表彰条例等については、合併後に再編する。 技能功労者表彰については、合併時に統合する。		

現 況			具体的な調整方法
中 町	加 美 町	八千代町	
表彰規定によるもの 種類・目的 功労表彰・荣誉表彰・善行表彰 町の政治・経済・文化・社会・その他各般にわたって、町政振興に貢献し、又は他の模範と認められる行為及び業績があった者を表彰し、もって町の自治の振興を図る	表彰規定によるもの 種類・目的 功労表彰・善行表彰・春蘭表彰 町の政治、経済、文化、社会、その他各般にわたって町政振興に寄与し、または衆人の模範と認められる行為があった者を表彰し、もって町の自治の振興を促進する。	表彰規定によるもの 種類・目的 功労表彰・善行表彰 町政の功労者及び善行者を表彰し、もって町の自治の振興を図る	表彰については、功労表彰、荣誉表彰、善行表彰に統一し、合併後に再編する。
内容 【功労表彰】 地方自治の進展に貢献した者 教育・体育・学術・その他、文化の振興に貢献した者 保健衛生・社会福祉の向上等に尽力した者 産業経済の開発振興に貢献し、公共の福祉に寄与した者 その他、特に町長が表彰に値すると認める者 特別表彰 功労表彰の受賞者について、なおその功績が引続き顕著であると町長が認める場合には、特別表彰を行うことができる。	内容 【功労表彰】 町村長として10年以上在職した者。ただし、かつて下記の職にあったときはその在任期間に10/25を乗じて通算。 下記の職に、通算して25年以上在職した者。ただし、かつて町長であった者はその在職期間に25/10を乗じて通算。 議会議員、法令・条例・規則等の規定に基づき設置された、各種委員会、協議会、審議会等の委員及び委員、消防団長、助役、収入役、町立学校の長、区長 前項に該当しない者は、特に功績顕著であると認められれば、出席議員全員の同意による議決があれば功労表彰を行うことができる。 * 議会の議決が必要	内容 【功労表彰】 地方自治の進展に貢献した者 教育、文化の振興に貢献した者 社会福祉の向上に尽力した者 産業経済の振興に貢献し、公共の福祉に寄与した者 その他特に町長が表彰に値すると認める者	
【荣誉表彰(町民荣誉賞)】個人または団体 スポーツ、文化、芸術等の分野において全国的、世界的に顕著な業績を納め、中町の名を高めると共に町民に希望を与え、その発奮に大きく寄与し、広く敬愛される個人又は団体	【春蘭表彰】(さわやか賞)団体に対しても準用 ・スポーツ、文化、芸術等の分野において顕著な成績を収め、町名及び町民の誇りを高め ・前各号に定める者のほか、表彰することが適当と認められる者	【町民「誉」賞】 団体に対しても適用 スポーツ、文化、芸術等の分野において、顕著な成績を収めるなど町民の誇りを高めた者。	

現 況		具体的な調整方法
中 町	加 美 町	八千代町
<p>【善行表彰】（のぎく賞） 個人または団体 自己の危険をかえりみないで人命を救助した者 災害の発生に際し、有効適切な行為により、その被害を最小限度にとどめた者</p> <p>公益のため金品を寄付し、又は寄付の行為があつて、かつ、町民の模範となる者 明るく住みよい地域社会や職場づくりに貢献のあった者 その他、表彰することが適当と認められる者 * 善行表彰は、重ねて行うことができる。</p>	<p>【善行表彰】 町の公益事業、公務の助力について成績顕著な者 町の公益のため、50万円以上の金品を寄附した者。* 利益を受けることを前提とした寄附を除く。</p> <p>町の政治、経済、産業、文化、体育、その他の振興発展に大きく寄与した者。 一般住民の模範になるような善行</p> <p>【春蘭表彰】（春蘭賞） ・ 社会福祉の向上について特にその功績の顕著な者 ・ 地域社会の発展のため、善意の積み重ねのあった者 ・ 前各号に定める者のほか、表彰することが適当と認められる者</p>	<p>【善行表彰】 個人または団体 自己の危険をかえりみないで人命を救助した者 災害の発生に対し、有効適切な行為により、その被害を最小限度にとどめた者</p> <p>公益のため金品を寄付し、又は奇特定の行為があつて、かつ町民の模範となる者 地域社会のため、献身的な奉仕活動を行い一般の模範となる者 前各号に定めるもののほか、表彰することが適当と認められる者</p>
<p>表彰時期 町制記念日又は町長が定める日</p>	<p>表彰時期 表彰時期定めなし</p>	<p>表彰時期 【表彰条例】町の記念すべき日又は町長が定める日 【町民「誉」賞】随時</p>
<p>表彰方法 【功労表彰・栄誉表彰・善行表彰】 表彰状及び金品、被表彰者名簿に登録。 被表彰者が、表彰の日以前に死亡したときは追賞</p>	<p>表彰方法 【功労表彰】表彰状・功労章・記念品 【善行表彰・春蘭表彰】表彰状及び金品 被表彰者が表彰前に死亡したときは、表彰状、記念品または金品は、遺族に送る。</p>	<p>表彰方法 【功労表彰・善行表彰】 表彰状及び記念品、表彰者名簿に登録 被表彰者が死亡したときは遺彰</p>
<p>待遇及び特典 甲慰金</p>	<p>待遇及び特典 【功労表彰】 町の主催する公の式典等に招待、甲慰金、甲詞 功労者名簿に登録、永久保存 【善行表彰・春蘭表彰】なし</p>	<p>待遇及び特典 【功労表彰】 町が行う式典への招待、甲辞及び供典 甲慰金 その他町長が必要と認める礼遇</p>
<p>資格の喪失 別に定めあり</p>	<p>資格の喪失 別に定めあり</p>	<p>資格の喪失 別に定めあり</p>
<p>選考基準 別に定めあり</p>	<p>選考基準 上記のみ</p>	<p>選考基準 別に定めあり</p>
<p>功労者数 92人</p>	<p>功労者数 6人</p>	<p>功労者数 57人 * 功労者の会がある。</p>
<p>表彰審査委員会 あり 10名 委員長 = 町長。町議 2名、学識経験者 7名</p>	<p>表彰審査委員会 なし</p>	<p>表彰審査委員会 あり 10名（追加可） 委員長 = 町長、町議、知識経験者、町職員</p>

現 況			具体的な調整方法
中 町	加 美 町	八千代町	
<p>その他表彰に関するもの</p> <p>【技能功労者表彰】</p> <p>目的 永年同一の職種に従事し、優れた技能をもって社会に貢献した者（以下「技能功労者」という。）の功績をたたえ、これを表彰することによって技能労働者の技術水準の向上と産業の発展に資する</p> <p>対象職種 農林業、個人サービス職業従事者を含む</p> <p>表彰基準 中町内に居住する技能労働者で下記すべてに該当する者 (1) 同一職種における経験が30年以上 (2) 現在も引き続きその職に従事し、その職種の指導的立場にある者 (3) 他の模範と認められるもの (4) その技能を後輩に指導育成した功績が多である者 (5) 各業種団体、事業所等の責任者又は技能を証明できる団体の推薦が得られる者</p> <p>選定方法 推薦</p> <p>表彰時期 勤労感謝祭行事の一環として町長が行う。</p> <p>表彰の方法 表彰状 被表彰者名簿に掲載して公表</p> <p>表彰審査委員会 ・知識経験者 6名以内 ・町行政関係者 3名以内 ・定数9名以内 会長が招集する。 会長・副会長を置く</p>	<p>その他表彰に関するもの</p> <p>【技能功労者表彰】</p> <p>目的 永年同一の職種に従事し、優れた技能をもって社会に貢献した者（以下「技能功労者」という。）の功績をたたえ、これを表彰することによって技能労働者の技術水準の向上と産業の発展に資する</p> <p>対象職種 農林業、個人サービス職業従事者を含まない</p> <p>表彰基準 加美町内に居住する技能労働者で下記すべてに該当する者 (1) 同一職種における経験が25年以上 (2) 現在も引き続きその職に従事し、その職種の指導的立場にある者 (3) 他の模範と認められるもの (4) その技能を後輩に指導育成した功績が多である者 (5) 各業種団体、事業所等の責任者又は技能を証明できる団体の推薦が得られる者</p> <p>選定方法 推薦</p> <p>表彰時期 規定なし</p> <p>表彰の方法 表彰状 被表彰者名簿に登載するとともに町広報に掲載</p> <p>表彰審査委員会 定数5名以内 町長が委嘱 ・知識経験者 3名以内 ・町行政関係者 2名以内 会長・副会長を置く</p> <p>【林業者表彰】 森林組合及び木材協同組合の推薦を受け、毎年1名町長表彰を行う。 記念品（1万円程度）+賞状</p>	<p>その他表彰に関するもの</p> <p>【技能功労者表彰】</p> <p>目的 永年同一の職種に従事し、優れた技能をもって社会に貢献した者（以下「技能功労者」という。）の功績をたたえ、これを表彰することによって技能労働者の技術水準の向上と産業の発展に資する</p> <p>対象職種 農林業、個人サービス職業従事者を含む</p> <p>表彰基準 八千代町内に居住する技能労働者で下記すべてに該当する者 (1) 同一職種における経験が通算で30年以上 (2) 現在も引き続きその職に従事し、その職種の指導的立場にある者 (3) 他の模範と認められるもの (4) その技能を後輩に指導育成した功績が多である者 (5) 各業種団体、事業所等の責任者又は技能を証明できる団体の推薦が得られる者</p> <p>選定方法 推薦</p> <p>表彰時期 町長が定める行事等の一環としてこれを行う。</p> <p>表彰の方法 表彰状 被表彰者名簿に掲載して公表</p> <p>表彰審査委員会 定数5名以内 町長が委嘱 ・知識経験者 2名以内 ・町行政関係者 3名以内 会長・副会長を置く</p>	<p>中町、八千代町の例により合併時に統合する。</p> <p>・表彰基準を30年に統一</p> <p>中町の例により合併時に統合する。</p>

提案第11号

各種事務事業（消防防災事業）の取扱いについて

各種事務事業（消防防災事業）の取扱いについて提出する。

平成15年12月26日 提出

中町・加美町・八千代町合併協議会
会 長 清 水 宏 一

各種事務事業（消防防災事業）の取扱いについて

- 1．防災行政無線については、合併後速やかに統合する。
- 2．防災会議については、合併時に統合する。
- 3．地域防災計画については、新町において速やかに策定する。なお、新町の地域防災計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぐ。

中町・加美町・八千代町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	23 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	23-6 消防防災事業
調 整 の 内 容	1. 防災行政無線については、合併後速やかに統合する。 2. 防災会議については、合併時に統合する。 3. 地域防災計画については、新町において速やかに策定する。なお、新町の地域防災計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぐ。		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	中 町	加 美 町	八 千 代 町	
防災行政無線	<p>【目的】 災害時には住民の安全確保やパニック等2次災害の防止に、平常時には円滑な広報活動やタイムリーな情報伝達等行政の効率化と、住民へのサービス向上を図るため本システムを有効活用し、地域社会の発展に貢献するために設置。</p> <p>親局設備 役場(防災通信室)</p> <p>屋外拡声局 町内7カ所に設置 簡易中継局 町内3カ所に設置 戸別受信機 全戸及び公共機関に設置 無線ファクシミリ 聴覚障害者世帯に設置 地区遠隔制御装置 各地区公民館又は区長宅、主要公共機関に設置</p> <p>平成16年4月運用開始に向け、現在事業推進中。</p>	<p>【目的】 町内26集落あり緊急時の対応が難しいことから、災害等が発生した場合の被災の軽減を図る。また、行政情報等を全住民にリアルタイムで提供する。</p> <p>【内容】 ・ 定時放送・・・一般放送、夕方のチャイム ・ 臨時放送・・・必要に応じて流す放送 ・ 緊急放送・・・緊急事態に流す放送 ・ 集落放送・・・各集落の区長宅及び公会堂から流す予約放送</p> <p>親局設備 役場(無線放送室・宿直室・建設課・上下水道室)</p> <p>屋外拡声局 主要施設に4ヶ所設置 中継局 町内1カ所に設置 戸別受信機 全戸及び公共機関に設置 無線ファクシミリ 無</p>	<p>現在デジタル波に向け検討中</p>	<p>防災行政無線については、合併後速やかに統合する。</p>
防災会議	<p>この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条の規定に基づき、中町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを定めることを目的とする。</p> <p>(会長及び委員) 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。 2 会長は、町長をもって充てる。 3 会長は、会務を総理する。 4 会長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p>	<p>この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、加美町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。</p> <p>(会長及び委員) 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。 2 会長は、町長をもって充てる。 3 会長は、会務を総理する。 4 会長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p>	<p>この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、八千代町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるため制定。</p> <p>(会長及び委員) 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。 2 会長は、町長をもって充てる。 3 会長は、会務を総理する。 4 会長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p>	<p>防災会議については、中町の例により合併時に統合する。</p>

事務事業名	現況			具体的な調整方法
	中 町	加美町	八千代町	
	<p>(防災会議の委員構成)</p> <p>指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者4人</p> <p>兵庫県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者8人</p> <p>兵庫県警察の警察官のうちから町長が任命する者1人</p> <p>町長がその部門の職員のうちから任命する者8人</p> <p>教育長</p> <p>消防長及び消防団長</p> <p>指定公共機関、または指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者3人</p>	<p>(防災会議の委員構成)</p> <p>兵庫県知事の部内の職員から町長が任命する者6人</p> <p>兵庫県警察の警官のうちから、町長が任命する者1人</p> <p>町長がその部門の職員から任命する者7人</p> <p>教育長</p> <p>消防長及び消防団長</p> <p>指定公共機関、または指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者2人</p>	<p>(防災会議の委員構成)</p> <p>指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者</p> <p>兵庫県知事の部門の職員のうちから町長が任命する者</p> <p>兵庫県警察の警察官のうちから町長が任命する者</p> <p>町長がその部門の職員のうちから任命する者</p> <p>教育長</p> <p>西脇多可行政事務組合消防長及び消防団長</p> <p>指定公共機関、または指定地方公共機関の役員または職員のうちから町長が任命する者</p> <p>委員の定数は、26名以内とする。</p> <p>第5項第7項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の在任期間とする。</p> <p>前項の委員は、再任されることができる。</p> <p>専門委員</p> <p>防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるものの中から町長が任命する。</p> <p>3 専門職員は、当該専門委員の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p>	
地域防災計画	地域防災計画の策定済み	地域防災計画の策定済み	地域防災計画の策定済み	<p>地域防災計画については、新町において速やかに策定する。</p> <p>なお、地域防災計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぐ。</p>

提案第12号

各種事務事業（広報広聴事業）の取扱いについて

各種事務事業（広報広聴事業）の取扱いについて提出する。

平成15年12月26日 提出

中町・加美町・八千代町合併協議会
会 長 清 水 宏 一

各種事務事業（広報広聴事業）の取扱いについて

- 1．広報誌については、新町に引き継ぐ。
- 2．広報編集委員会については、新町で設置する。
- 3．その他広報、ふるさとウォッチング号については、新町に引き継ぐ。
- 4．ホームページについては、合併時に新町のホームページを開設する。
- 5．住民懇談会、相談業務、集落要望については、新町に引き継ぐ。

中町・加美町・八千代町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	23 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	23-3 広報・広聴関係事業
調 整 の 内 容	1. 広報誌については、新町に引き継ぐ。 2. 広報編集委員会については、新町で設置する。 3. その他広報、ふるさとウォッチング号については、新町に引き継ぐ。 4. ホームページについては、合併時に新町のホームページを開設する。 5. 住民懇談会、相談業務、集落要望については、新町に引き継ぐ。		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	中 町	加 美 町	八千代町	
広報紙の発行 広報紙 広報naka 4000部/月 毎月1日発行 表裏表紙カラー、基本2色刷り (全戸配布、町村会73、町外出身者官公庁に174郵送) 配送先 区長宅 広報紙ファイルの作成 町広報紙を閉じるためのファイル。 2年分綴り用ファイル 予算ダイジェスト版発行 年度当初に新年度の予算ダイジェスト版を発行する。	広報紙 広報加美 2480部/月 毎月5日発行 2色刷り (全戸配布、町村会73、町外出身者官公庁に220郵送) 配送先 区長宅 広報紙ファイルの作成 町広報紙を閉じるためのファイル。 2年分綴り用ファイル 予算ダイジェスト版発行 年度当初に新年度の予算ダイジェスト版を発行する。 広報編集委員会 広報発行日翌日に開催、編集委員11名(助役、企画情報課、各課より1名)	広報紙 広報やちよ 2100部/月 毎月1日発行 2色刷り (全戸配布、町村会73、町外出身者官公庁に60郵送) 配送先 区長宅 広報紙ファイルの作成 町広報紙を閉じるためのファイル。 2年分綴り用ファイル 予算ダイジェスト版発行 年度当初に新年度の予算ダイジェスト版を発行する。	広報誌については、新町に引き継ぐ。 ・配布方法については、合併時まで調整する。 ・発行日は毎月1日とする。 広報編集委員会は加美町の例により設置する。	
町勢要覧 町勢要覧(創造の森) 町の概要、まちづくり、観光、施設等を紹介した冊子。 町の統計資料を添付。 平成12年3月 4000部作成 概ね5年に一度見直している。 町勢80周年記念要覧を平成16年4月発行予定	町勢要覧 町内向けの地域学習資料とし、町のことを詳しく楽しく知ってもらおう。 統計資料版なし H11年5月発行46Pオールカラー	町勢要覧(やすらぎの里八千代) 町の概要、まちづくり、観光、施設等を紹介した冊子。 町の統計資料を添付。 平成12年6月 3000部作成 32Pカラー 概ね5年に一度見直している。		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	中 町	加 美 町	八千代町	
その他広報	<p>報道機関との連絡 各課あるいは集落・各団体の情報を記者クラブ（西脇市役所内）にFAX連絡 それぞれの新聞社にも同内容をFAX連絡</p> <p>北播磨県民局へイベント情報を提供。</p> <p>ふるさとウォッチング号 町政を円滑に運営するためには、町民の皆さんに町政の現状を知っていただくとともに、意見・要望などをお聞きし、町政に反映する目的で中町では、年2回（大人版・子供版）、町の主な施設などを見学していただく「走る住民広報・ふるさとウォッチング号」を走らせている。</p>	<p>報道機関との連絡 各課あるいは集落・各団体の情報を記者クラブ（西脇市役所内）にFAX連絡 それぞれの新聞社にも同内容をFAX連絡</p> <p>北播磨県民局へイベント情報を提供。</p>	<p>報道機関との連絡 各課あるいは集落・各団体の情報を記者クラブ（西脇市役所内）にFAX連絡 それぞれの新聞社にも同内容をFAX連絡</p> <p>北播磨県民局へイベント情報を提供。</p>	<p>新町に引き継ぐ</p> <p>ふるさとウォッチング号は、中町の例により新町に引き継ぐ。</p>
ホームページの公開	<p>中町ホームページ 平成 9年 7月開設 データ更新は企画課で実施 アクセス数 約10,000件/月</p>	<p>加美町ホームページ 平成12年12月開設 データ更新は企画課で実施 アクセス数 約17,700件/月</p>	<p>八千代町ホームページ 平成11年 4月開設 データ更新は企画課で実施 アクセス数 約10,000件/月</p>	<p>合併時に新町のホームページを開設する。</p>
広聴(住民サービス)	<p>住民懇談会 例年、町内22地区の公民館又は5つの郷別で開催。 テーマを決め住民に説明。質疑応答。また、テーマ以外の質問もある。 出席者は、町長、助役、収入役、教育長、参事並び全課長又は、テーマによっては全課長でなく参事、担当課長のみの場合もある。</p> <p>行政相談 相談日 毎月第2・4木曜日午前9時～正午(第1・3・5木曜日は巡回相談) 場所 役場相談室</p>	<p>ふれあいトーク 町長が各集落に出向き、直接住民と対話をすることで、行政と住民とが密着した町づくりを展開する。 1年に数集落程度、地元で開催する。 出席者は三役、課長等が出席する。</p> <p>行政相談 相談日 年4日程度 場所 役場</p>	<p>住民懇談会 例年、年1回町内18地区の公民館で開催。 テーマを決め住民に説明。質疑応答。またテーマ以外の質問もある。 出席者は、町長、助役、収入役、教育長、担当課長、他の課長持ち回りで1名出席</p> <p>行政相談 相談日 月1回相談日を決め開催。 場所 中央公民館</p>	<p>新町に引き継ぐ。</p> <p>・相談日は月1回以上とする。</p>

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	中 町	加 美 町	八千代町	
広聴(住民サービス)	<p>事業内容 行政に対する苦情や意見・要望など</p> <p>行政相談委員 総務大臣が法律に基づいて、民間有識者の中から委嘱しているボランティアで、相談者に直接助言し、あるいは関係行政機関に対して通知等を行う。</p>	<p>事業内容 年金、医療保険、老人保健・福祉、雇用保険、労災保険、道路、郵便、貯金、簡易保険、役所の窓口等の行政サービスに係る相談業務</p> <p>行政相談委員 総務大臣が法律に基づいて、民間有識者の中から委嘱しているボランティアで、相談者に直接助言し、あるいは関係行政機関に対して通知等を行う。</p>	<p>事業内容 行政に対する苦情や意見・要望など</p> <p>行政相談委員 総務大臣が法律に基づいて、民間有識者の中から委嘱しているボランティアで、相談者に直接助言し、あるいは関係行政機関に対して通知等を行う。</p>	
広聴(住民サービス)	<p>集落要望 各集落から毎年要望書を提出してもらい、次年度の予算に反映させる。</p> <p>事業の内容 1. 毎年11月初旬に各区長からハード事業を主として要望書の提出。 2. 採択箇所については次年度予算に計上。</p>	<p>集落要望 各集落から要望を聞き、効率的効果的なインフラ整備やむらづくり活動の支援を行う。</p> <p>事業の内容 1. 5年ごとに、各区長から集落整備に係る要望書をいただく。 2. 関係課長を招集し、対応をどのようにするか、調整会議を開く。 3. 要望事業の採択、不採択、実施年度等を区長に回答する。</p>	<p>集落要望 各集落から毎年要望書を提出してもらい、次年度の予算に反映させる。</p> <p>事業の内容 1. 毎年11月初旬に各区長から集落要望全般について要望書の提出。 2. 建設課が取りまとめ、関係課に要望書を配布。 3. 各区長と要望事項について現地調査。 4. 要望事業の採択、不採択、実施年度等を区長に回答する。</p>	新町に引き継ぐ。

提案第13号

各種事務事業（交通防犯事業）の取扱いについて

各種事務事業（交通防犯事業）の取扱いについて提出する。

平成15年12月26日 提出

中町・加美町・八千代町合併協議会
会 長 清 水 宏 一

各種事務事業（交通防犯事業）の取扱いについて

- 1．交通対策委員会については、合併時まで調整する。
- 2．交通安全委員会については、当分の間現行どおりとし、新町で調整する。
- 3．交通安全計画については、新町で速やかに策定する。
- 4．チャイルドシート購入助成については、合併時に廃止する。
- 5．街路灯・防犯灯整備事業（維持管理を含む）については、合併時に統合する。

中町・加美町・八千代町合併協議会の調整内容

協定項目	23 各種事務事業の取扱い	関係項目	23 - 7 交通防犯事業
調整の内容	1.交通対策委員会については、合併時までに調整する。 2.交通安全委員会については、当分の間現行どおりとし、新町で調整する。 3.交通安全計画については、新町で速やかに策定する。 4.チャイルドシート購入助成については、合併時に廃止する。 5.街路灯・防犯灯整備事業（維持管理を含む）については、合併時に統合する。		

現 況			具体的な調整方法
中 町	加 美 町	八千代町	
交通対策委員会 各集落から選出された22名の委員により事業を行っていたが、現在は西脇多可交通安全協会中町支部が活動を行っている。	交通対策委員会 なし	交通対策委員会 なし	交通対策委員会については、合併時までに調整する。
交通安全活動等 西脇多可交通安全協会中町支部 が活動を行っている。	交通安全活動等 加美町交通安全委員会 人数及び任期 町委嘱委員 16人 1期2年 婦人部 うち8人 1期2年 部落代表委員 26人 任期定めなし	交通安全活動等 八千代町交通安全委員会 人数及び任期 29人 男性は1期1年（再任あり） 婦人部 うち6人 1期2年 婦人部指導委員 うち3人 1期1年	交通安全委員会については、当分の間現行どおりとし、新町で調整する。
活動 毎月1日と15日に町内2個所において交通立番 サマーフェスティバル交通整理 西脇多可交通安全協会の活動に協力 交通安全運動期間中の啓発活動や保育所・幼稚園・各小学校・高齢者対象の交通安全教室指導	活動 春夏秋冬の交通安全啓発立番 夏まつり交通整理 西脇多可交通安全協会の活動に協力 交通安全運動期間中の啓発活動や保育所・幼稚園・各小学校・高齢者対象の交通安全教室指導 ストップマーク設置など *町委嘱委員16人が、西脇多可交通安全協会加美町支部を兼ねる	活動 春・夏・秋・冬の交通安全啓発立番 夏まつり交通整理 西脇多可交通安全協会の活動に協力 交通安全運動期間中の啓発活動や保育所・幼稚園・各小学校・高齢者対象の交通安全教室指導 *全員が西脇多可交通安全協会八千代町支部を兼ねる	

現 況			具体的な調整方法
中 町	加 美 町	八千代町	
交通安全計画策定 策定済（平成4年7月）	交通安全計画策定 未策定	交通安全計画策定 策定済（平成3年7月）	交通安全計画については、新町で速やかに策定する。
チャイルドシート購入助成 なし	チャイルドシート購入助成 なし	チャイルドシート購入助成 チャイルドシート購入の場合に、助成金1万円を支給 新生児1名につき、最高1万円補助。親及び新生児とも八千代町に住所を有する者	チャイルドシート購入助成については、合併時に廃止する。
街路灯・防犯灯整備事業 町内の防犯・交通安全対策等のため、町の設置要件に該当する箇所への街路灯設置を行う。 設置 基準内 ・町設置・・・集落設置以外の必要箇所（国道・県道・村境・都計道路）で、町長が認めたもの ・集落設置・・・住民多数が必要とし、防犯上必要な場所 基準外 ・補助なし・・・町設置、集落補助対象以外のもの 要望 区長要望（随時） 負担 町設置分は全て町負担 助成 集落設置分に助成	街路灯・防犯灯整備事業 町内における安全性を高めるため、街灯が少なく暗い場所に防犯灯を設置する。 設置 基準内 ・町設置・・・国道、県道、町道及び通学路で、町長が特に必要と認める場所 基準外 ・補助なし・・・集落が設置するものなど、町設置以外のすべて 要望 区長要望（年1回） 負担 全て町負担 助成 集落設置分に助成なし	街路灯・防犯灯整備事業 町内の防犯・交通安全対策等のため、町の設置要件に該当する箇所への街路灯設置を行う。 設置 基準内 ・県道の沿線で必要と認める場所 ・町道のうち改良済区間（2車線区間）及び歩道が整備された区間の沿線で必要と認める場所 ・公共施設に連絡する町道で住家がない場所 ・通学道路に指定された町道で、特に必要と認める場所 ・その他、町長が特に必要と認める場所 基準外 ・補助なし・・・集落が設置するものなど、町設置以外のすべて 要望 区長要望（年1回） 負担 全て町負担 助成 集落設置分に助成なし	街路灯・防犯灯整備事業（維持管理を含む）については、合併時に統合する。
街路灯・防犯灯維持管理 維持管理：町設置分は町、集落設置分は集落 ・町内の街路灯について設置箇所、維持管理のデータベース化 電気代 町設置分は全部負担、集落設置分は一部助成 設置数 町街路灯 約500箇所 集落街路灯 約500箇所	街路灯・防犯灯維持管理 維持管理：町設置分は町、集落設置分は集落 ・データベース化は未実施 電気代 町設置分のみ全部負担 設置数 町内防犯灯 308箇所	街路灯・防犯灯維持管理 維持管理：町設置分は町、集落設置分は集落 ・データベース化は未実施 電気代 町設置分のみ全部負担 設置数 街路灯 約450箇所	

提案第14号

各種事務事業（環境対策事業）の取扱いについて

各種事務事業（環境対策事業）の取扱いについて提出する。

平成15年12月26日 提出

中町・加美町・八千代町合併協議会
会長 清水 宏 一

各種事務事業（環境対策事業）の取扱いについて

- 1．ごみボックスの設置補助については、合併時に再編する。
- 2．ごみ収集ステッカー等販売事業については、合併時に統合する。
- 3．不法投棄業務委託事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 4．不法投棄ごみ処理については、新町において調整する。
- 5．埋火葬費用助成事業については、合併時に廃止する。
- 6．地球温暖化対策事業に関することについては、新町において新たに策定する。

中町・加美町・八千代町合併協議会の調整内容

協定項目	23 各種事務事業の取扱い	関係項目	23 - 11 環境対策事業
調整の内容	1. ゴミボックスの設置補助については、合併時に再編する。 2. ゴミ収集ステッカー等販売事業については、合併時に統合する。 3. 不法投棄業務委託事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 4. 不法投棄ごみ処理については、新町において調整する。 5. 埋火葬費用助成事業については、合併時に廃止する。 6. 地球温暖化対策事業に関することについては、新町において新たに策定する。		

現 況			具体的な調整方法
中 町	加 美 町	八 千 代 町	
<p>〔ゴミステーション用収集箱設置補助事業〕 ごみ収集業務の円滑な推進と環境衛生の向上を目的とする。</p> <p>(補助率) 設置に要した経費(補助対象基本額)の2/3 但し、補助対象基本額の上限を35,000円とする。</p> <p>(参考) ボックスは、集落で選考 1台25,000円～70,000円程度</p> <p>(平成14年度実績) 5集落 19基の収集箱について助成</p>	<p>補助制度なし</p>	<p>〔ゴミ集積場整備補助事業〕町単独補助 町は、共同ごみ集積施設の適切な維持管理と良好な環境づくりの向上を図るため、ゴミ集積場ダストボックス設置に補助している。 また、集落の不燃物の処理場の整備に対しても補助をしている。</p> <p>(補助率) ・ごみ集積場ダストボックス補助 事業費の2/3 (1台49,000円)</p> <p>・不燃物処理場整備補助 事業費の10/10</p> <p>・ガラス、ビン類、空き缶類集積施設 60,000円/㎡以内 (世帯数により限度面積設定)</p> <p>・ガレキ集積施設取り合い道路新設工事補助 50m以内で補助限度額 200,000円以内</p> <p>(参考) ダストボックスは、町指定ダストボックス1台70,000円 上記補助に関し、用地費及び補償費等は、共同利用者</p> <p>(平成14年度実績) 2集落 11基の収集箱について助成 2集落 集落不燃物処理場整備助成</p>	<p>ごみボックスの設置補助については、合併時に再編する。</p> <p>・不燃物処理場整備補助は廃止する。</p> <p>(ガラス、ビン類、空き缶類) 新町においては、ガラス、ビン類、空き缶類設置場所補助は廃止する。</p> <p>(集落不燃物処理場)ガレキ集積場 集落不燃物処理場整備補助は廃止する。</p>

現 況			具体的な調整方法																								
中 町	加 美 町	八千代町																									
<p>〔ごみステッカー及び専用袋の販売〕 ごみ処理(燃物、不燃物等)については、1市5町(西脇市、多可郡4町、滝野町)の広域組織で組織されている北播磨清掃事務組合(みどり園)で一括処理している。</p> <p>町は、ごみを処理するためにごみステッカー及び指定ごみ袋を役場、アスパルで販売と、税の出張徴収時にも販売。</p> <p>(ごみステッカー及びごみ袋販売)</p> <table border="0"> <tr> <td>ごみステッカー</td> <td>50枚</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>ごみ袋</td> <td>50枚</td> <td>1,700円</td> </tr> </table>	ごみステッカー	50枚	1,000円	ごみ袋	50枚	1,700円	<p>〔ごみステッカー及び専用袋の販売〕 ごみ処理(燃物、不燃物等)については、1市5町(西脇市、多可郡4町、滝野町)の広域組織で組織されている北播磨清掃事務組合(みどり園)で一括処理している。</p> <p>町は、ごみを処理するためにごみステッカー及び指定ごみ袋を役場、松井庄診療所、杉原谷診療所で販売している。</p> <p>(ごみステッカー及びごみ袋販売)</p> <table border="0"> <tr> <td>ごみステッカー</td> <td>50枚</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>ごみ袋</td> <td>50枚</td> <td>1,500円</td> </tr> </table>	ごみステッカー	50枚	1,000円	ごみ袋	50枚	1,500円	<p>〔ごみステッカー及び専用袋の販売〕 ごみ処理(燃物、不燃物等)については、1市5町(西脇市、多可郡4町、滝野町)の広域組織で組織されている北播磨清掃事務組合(みどり園)で一括処理している。</p> <p>町は、ごみを処理するためにごみステッカー及び指定ごみ袋を役場及び町内19カ所の店舗等で販売している。</p> <p>(ごみステッカー及びごみ袋販売)</p> <table border="0"> <tr> <td>ごみステッカー</td> <td>50枚</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>ごみ袋</td> <td>50枚</td> <td>1,700円</td> </tr> </table> <p>〔ごみステッカー及び袋販売手数料〕 町単独補助 ごみステッカー及び指定ごみ袋を取扱っている、町内19カ所の店舗等に取扱い手数料(販売額の10%)を支払っている。</p> <p>(取扱い手数料)</p> <table border="0"> <tr> <td>・ごみステッカー</td> <td>50枚</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>・ごみ袋</td> <td>50枚</td> <td>170円</td> </tr> </table>	ごみステッカー	50枚	1,000円	ごみ袋	50枚	1,700円	・ごみステッカー	50枚	100円	・ごみ袋	50枚	170円	<p>ごみ収集ステッカー等販売事業については、合併時に統合する。</p> <p>・新町において、ステッカー及び袋の販売価格を統一する。 ごみステッカー 50枚 1,000円 ごみ専用袋 50枚 1,700円に調整</p> <p>・新町において、ごみステッカー及び袋取扱店を指定する。 取扱い手数料については、販売額の10%とする。</p>
ごみステッカー	50枚	1,000円																									
ごみ袋	50枚	1,700円																									
ごみステッカー	50枚	1,000円																									
ごみ袋	50枚	1,500円																									
ごみステッカー	50枚	1,000円																									
ごみ袋	50枚	1,700円																									
・ごみステッカー	50枚	100円																									
・ごみ袋	50枚	170円																									

現 況			具体的な調整方法																																																						
中 町	加 美 町	八千代町																																																							
<p>〔不法投棄業務委託事業〕</p> <p>町内に不法投棄された、家電リサイクル法による4品目(洗濯機、冷蔵庫、テレビ、エアコン)及び古タイヤの処分費を町が負担している。</p> <p>(処理費町負担額) 一般的な物の単価</p> <table border="0"> <tr><td>洗濯機リサイクル料</td><td>@2,400円</td></tr> <tr><td>テレビリサイクル料</td><td>@2,700円</td></tr> <tr><td>冷蔵庫リサイクル料</td><td>@4,600円</td></tr> <tr><td>エアコンリサイクル料</td><td>@3,500円</td></tr> <tr><td>収集運搬費 各1台</td><td>1,400円</td></tr> </table> <p>〔不法投棄ごみ処理〕</p> <p>不法投棄ごみ処理については、職員が対応している</p> <p>〔埋火葬費用助成事業〕</p> <p>葬祭世帯に埋火葬費用の一部を助成することによって、遺族の精神的、経済的負担を軽減し福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(火葬の場合)</p> <table border="0"> <tr><td>12歳以上の遺体</td><td></td></tr> <tr><td> 中町北部</td><td>32,000円</td></tr> <tr><td> 中町南部</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>1歳以上12歳未満の者</td><td></td></tr> <tr><td> 中町北部</td><td>24,500円</td></tr> <tr><td> 中町南部</td><td>22,500円</td></tr> <tr><td>1歳未満乳児</td><td></td></tr> <tr><td> 中町北部</td><td>21,000円</td></tr> <tr><td> 中町南部</td><td>19,000円</td></tr> </table> <p>埋葬 15,000円</p> <p>(助成対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中町内に住所を有するものが死亡したとき、葬祭を行う者 	洗濯機リサイクル料	@2,400円	テレビリサイクル料	@2,700円	冷蔵庫リサイクル料	@4,600円	エアコンリサイクル料	@3,500円	収集運搬費 各1台	1,400円	12歳以上の遺体		中町北部	32,000円	中町南部	30,000円	1歳以上12歳未満の者		中町北部	24,500円	中町南部	22,500円	1歳未満乳児		中町北部	21,000円	中町南部	19,000円	<p>〔不法投棄業務委託事業〕</p> <p>町内に不法廃棄された、家電リサイクル法による4品目(洗濯機、冷蔵庫、テレビ、エアコン)及び古タイヤの処分費を町が負担している。</p> <p>(処理費町負担額) 一般的な物の単価</p> <table border="0"> <tr><td>洗濯機リサイクル料</td><td>@2,400円</td></tr> <tr><td>テレビリサイクル料</td><td>@2,700円</td></tr> <tr><td>冷蔵庫リサイクル料</td><td>@4,600円</td></tr> <tr><td>エアコンリサイクル料</td><td>@3,500円</td></tr> <tr><td>収集運搬費 各1台</td><td>1,400円</td></tr> </table> <p>〔不法投棄ごみ処理〕</p> <p>(ごみ減量化推進)</p> <p>シルバー人材センターに委託 月2回の町内不法投棄処理</p> <p>〔埋火葬費用助成事業〕</p> <p>葬祭世帯に埋火葬費用の一部を助成することによって、遺族の精神的、経済的負担を軽減し福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(火葬の場合)</p> <table border="0"> <tr><td>12歳以上の者(成人)</td><td>35,000円</td></tr> <tr><td>1歳以上12歳未満の者</td><td>成人の1/2相当額</td></tr> <tr><td>乳児</td><td>成人の1/4相当額</td></tr> </table> <p>町営火葬場使用 10,000円</p> <p>埋葬 10,000円</p> <p>(助成対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加美町に住所を有し、かつ加美町内において葬儀を行う遺族。ただし死亡者の住所は問わない ・加美町に住所を有する一人暮らしで遺族のない者が死亡した場合、遺族に代わって加美町内において葬儀を行う施設長、家屋管理人等 	洗濯機リサイクル料	@2,400円	テレビリサイクル料	@2,700円	冷蔵庫リサイクル料	@4,600円	エアコンリサイクル料	@3,500円	収集運搬費 各1台	1,400円	12歳以上の者(成人)	35,000円	1歳以上12歳未満の者	成人の1/2相当額	乳児	成人の1/4相当額	<p>〔不法投棄業務委託事業〕</p> <p>町内に不法投棄された、家電リサイクル法による4品目(洗濯機、冷蔵庫、テレビ、エアコン)及び古タイヤの処分費を町が負担している。</p> <p>(処理費町負担額) 一般的な物の単価</p> <table border="0"> <tr><td>洗濯機リサイクル料</td><td>@2,400円</td></tr> <tr><td>テレビリサイクル料</td><td>@2,700円</td></tr> <tr><td>冷蔵庫リサイクル料</td><td>@4,600円</td></tr> <tr><td>エアコンリサイクル料</td><td>@3,500円</td></tr> <tr><td>収集運搬費 各1台</td><td>1,400円</td></tr> </table> <p>〔不法投棄ごみ処理〕</p> <p>不法投棄されたごみの処理をシルバー人材センター委託し処理する。</p> <p>助成なし</p>	洗濯機リサイクル料	@2,400円	テレビリサイクル料	@2,700円	冷蔵庫リサイクル料	@4,600円	エアコンリサイクル料	@3,500円	収集運搬費 各1台	1,400円	<p>不法投棄業務委託事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>不法投棄ごみ処理については、新町において調整する。</p> <p>埋火葬費用助成事業については、合併時に廃止する。</p>
洗濯機リサイクル料	@2,400円																																																								
テレビリサイクル料	@2,700円																																																								
冷蔵庫リサイクル料	@4,600円																																																								
エアコンリサイクル料	@3,500円																																																								
収集運搬費 各1台	1,400円																																																								
12歳以上の遺体																																																									
中町北部	32,000円																																																								
中町南部	30,000円																																																								
1歳以上12歳未満の者																																																									
中町北部	24,500円																																																								
中町南部	22,500円																																																								
1歳未満乳児																																																									
中町北部	21,000円																																																								
中町南部	19,000円																																																								
洗濯機リサイクル料	@2,400円																																																								
テレビリサイクル料	@2,700円																																																								
冷蔵庫リサイクル料	@4,600円																																																								
エアコンリサイクル料	@3,500円																																																								
収集運搬費 各1台	1,400円																																																								
12歳以上の者(成人)	35,000円																																																								
1歳以上12歳未満の者	成人の1/2相当額																																																								
乳児	成人の1/4相当額																																																								
洗濯機リサイクル料	@2,400円																																																								
テレビリサイクル料	@2,700円																																																								
冷蔵庫リサイクル料	@4,600円																																																								
エアコンリサイクル料	@3,500円																																																								
収集運搬費 各1台	1,400円																																																								

現 況			具体的な調整方法
中 町	加 美 町	八 千 代 町	
<p>〔地球温暖化対策事業〕 地球温暖化対策を推進するため、まず役場自ら率先して取り組む目標及び処置を定め、職員一人一人が日常業務の中で地球温暖化対策の推進を図っている。</p> <p>〔地球温暖化防止行動計画〕 現在策定検討中</p>	<p>〔地球温暖化対策事業〕 地球温暖化対策を推進するため、まず役場自ら率先して取り組む目標及び処置を定め、職員一人一人が日常業務の中で地球温暖化対策の推進を図っている。</p> <p>〔地球温暖化防止行動計画〕 平成13年度 策定済み</p> <p>〔温室効果ガス総排出量削減〕 加美町地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス総排出量削減に取り組む。</p>	<p>〔地球温暖化対策事業〕 地球温暖化対策を推進するため、まず役場自ら率先して取り組む目標及び処置を定め、職員一人一人が日常業務の中で地球温暖化対策の推進を図っている。</p> <p>〔地球温暖化防止行動計画〕 八千代町地域新エネルギービジョンに基づき地球温暖化対策計画を作成することになるが、現在策定検討中である。</p>	<p>地球温暖化対策事業に関することについては、新町において新たに策定する。</p>